

# 日・独・仏・米の裁判官(司法官)の人事評価項目について

	日本 (平成10年まで用いられてきた書式)	ドイツ (ラインラント・プファルツ州)	ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州)	フランス	アメリカ (ニュージャージー州)
事件処理能力	・正確性 ・速度 ・法律知識	「勤務上の適性及び成績」の項目の評価の視点として、 ・専門外への関心、専門的知識、業績	「専門的能力」の項目の評価の視点として、 ・一般的及び特殊な法律知識並びにそれらに応用する能力 ・長年の裁判実務によって養われる法律の知識を超えた判断力 ・事実の整理 ・判決を行う覚悟 ・合議における発表力	法律的及び専門的職業能力として、 ・法律の知識の正確性と幅の広さ ・法律の知識の活用能力 ・統合力 ・文章表現能力 (職務又は権限に応じて) ・職務が行われる分野の社会経済状況についての知識  職務上の義務として、 ・仕事ふりと効率性 ・知識の更新と向上	法的能力として、 ・関連する実体法の知識 ・手続に関する規則の知識 ・証拠に関する規則の知識 ・関連問題の識別と分析 ・法や規則の適用における判断 ・決定の説明の適切さ ・事実認定の適切さ ・裁判官の判断の明確性 ・裁判官の判断の完成度 ・陪審への説示
	・法廷の処理	・積極性及び自立性、実行力及び造形力、組織力、企画力 ・勤勉さ、信頼性、入念さ及び正確さ、期限を守ること	・訴訟運営能力 ・訴訟手続関係者に対する態度	法律的及び専門的職業能力として、 (職務又は権限に応じて) ・訴訟指揮又は口頭による論告の能力 ・会議の運営能力	裁判のマネジメント能力として、 ・争点整理 ・適切迅速な方法での訴訟進行 ・裁判手続の適切な管理の維持 ・時間の厳格さ ・遅延に関する理由の説明 ・事件に関する必要な準備 ・判断の迅速な言渡し ・事件に関する弁論のために適切な時間の許容  ・裁判手続において発生した問題の解決における工夫と常識性 ・関係者の手続の理解の確保 (和解手続がなされた場合) ・代理人との和解協議における両当事者の主張の有利な点、不利な点の注意深い調査 ・和解の評価額の信頼性 ・妥協をもたらす技術  ・和解の努力における強制、脅迫等がないこと
組織運営能力	・職員に対する指導	「勤務上の適性及び成績」の項目の評価の視点として、 ・人の指導及び勤務監督	「社会的行動」の項目の評価の視点として、 ・職員に対する態度、行動	法律的及び専門的職業能力として、 (職務又は権限に応じて) ・一件記録の作成、指導能力  職務上の義務として、 ・裁判所書記課等への関与と公務員との関係	
	・部の総括者としての適否	「勤務上の適性及び成績」の項目の評価の視点として、 ・同僚及び第三者への態度、人の指導及び勤務監督	「社会的行動」の項目の評価の視点として、 ・同僚に対する態度、行動	組織能力及び指導能力として、 ・職務を秩序立てて処理する能力 (職務又は権限に応じて) ・部・裁判所をリードする能力 ・権限を行使する能力 ・管理能力(予算、不動産、施設等) ・目標を設定し、必要な手段を実行する能力  職務上の義務として、 ・裁判所の全般的な運営と活動への関心と参加 ・司法官との職業上の関係 ・他の機関との職業上の関係 ・部、裁判所又は司法機関を代表する能力	
一般的資質・能力	・教養 ・人物性格の特徴	「性格的及び精神的な特徴」の項目の評価の視点として、 ・義務感 ・責任感 ・決断力 ・自己評価 ・理解力 ・思考力 ・判断力	「一般的な能力」の項目の評価の視点として、 ・一般教養 ・理解力及び頭脳の明晰さ ・思考力及び判断力 ・表現力 ・社会的理解力 ・特別な関心事項及び経験内容  「性格上の素質」の項目の評価の視点として、 ・責任意識 ・仕事の準備が出来ていること ・物事を徹底的に行うこと	一般的な職業能力として、 ・決断力 ・良識及び判断力 ・精神力及び自制心 ・責任感 ・人の話に耳を傾けたり、人と意見を交わす能力 ・進取の精神 ・新しい状況に対する順応力  職務上の義務として、 ・職務に対する柔軟性と献身性	態度として、 ・気配り ・礼儀正しさ ・公平さ ・忍耐力 ・傲慢でないこと ・聴取り能力 ・決断力 ・代理人の公平な取扱い ・公平さの一般的な感覚の養成 ・人種、性別、民族、宗教、社会的階級に基づく偏見がないこと
その他	・健康	「身体的な能力及び負荷耐性」の項目あり	「身体的な業務遂行能力」の項目の評価の視点として、 ・一般的な健康状態 ・ストレスを受け止める能力		